

都議会議員補欠選挙において公費負担となる選挙運動用自動車の燃料代の支出を違法・不当としてその返還を求める住民監査請求の監査結果について

東京都監査委員	倉 林 辰 雄
同	馬 場 裕 子
同	三 栖 賢 治
同	筆 谷 勇 子
同	金 子 庸 子

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請 求 書 の 提 出

平成19年12月10日

3 請 求 の 内 容

(1) 主 張 事 実

ア 概 要

(ア) 都議会議員選挙では、選挙を公平に行う為、「掲示板に貼るポスター代、候補者カーの借上げ代(レンタカー等)、同ガソリン代、運転手の人件費」が公費で支払われる。

このガソリン代の公費負担は、定額でなく、実費で限度額も決められている。当然、候補者カー以外の給油は認められず、1日7,350円、9日間で66,150円と限度額が決められている。

(イ) 平成19年3月30日(金)～4月7日(土)の9日間、都議会議員補欠選挙が行われた。候補者カー等のマイク・スピーカーを使った街頭活動は、朝8時から夜8時までの12時間と決められている。

(ウ) しかし、本件都議補選で都選管に提出された「ガソリン代の公費負担額」

の文書には、ガソリン代金を水増し請求していると疑いを持つ以下の候補者がいる。

a 大田区 / 石原聖康

違法不当理由・・・9日間毎日、50リットルと同じ量を給油している。

請求額が最高限度額の66,150円である。

限度額(7,350円)÷単価=給油量と計算したと考える。

候補者カー1台の給油量として、常識で考えられない給油量だ。

b 江戸川区 / 田之上郁子

違法不当理由・・・9日間毎日、62.65リットルを給油した。

請求額が最高限度額に近い65,202円である。

候補者カー1台の給油量として、常識で考えられない給油量だ。

c 江戸川区 / 田島 和明

違法不当理由・・・請求額が最高限度額に近い63,180円である。

候補者カー1台の給油量として、常識で考えられない給油量だ。

イ 違法・不当理由

(ア) 本件ガソリンの公費負担は、「候補者カー1台が実際に消費したガソリン」の代金の請求である。

(イ) 当然、候補者カーの性能等、当日の条件などが考慮する必要があるが、消費するガソリンの量には限界がある。

(ウ) 請求人は今年10月、平成17年7月に行われた都議選で同様の公費負担のガソリン代について、400リットル以上のガソリンを消費した候補者等を対象に「違法・不当な請求をしている」と監査請求した。

(エ) すると、監査請求対象者以外の都議も含めて45名(事実証明書は44名となっているが、その後1名返還している)が返還した。

(オ) 返還した現職都議の中の、内田茂、村上英子、やまかあけみの各都議が給油したとされるガソリンスタンドは、TBSのテレビ取材に対し、候補者カー以外の分の給油を頼まれた等の証言している。

また、高倉良生都議もテレビ取材に対し、間違っ不正に請求した事を認めている。

(カ) 本件候補者3名の給油量は、下記のとおり限度額に近い給油量であり、平成17年7月の都議選で水増し請求が行われた状況と極めて似ている。

選挙区	候補者名	合計/リットル	支払額
大田区	石原聖康	450	66,150
江戸川区	田之上郁子	561.11	65,202
江戸川区	田島和明	468	63,180

(キ) 本件監査請求の対象者である「石原聖康」、田島和明は「石原聖康」は平成17年7月の都議選に立候補して落選したときにも、本件同様に「石原聖康」限度額の66,150円、田島和明は限度額に近い63,180円が支払われている。

しかし、請求人が確認した11/26までには返還されていない。

(2) 措置請求

監査委員は本件候補者が給油したガソリンスタンドからガソリンの納品書を提出させ、給油量をチェックし、架空請求など不当・違法な請求・支払があれば返還させるよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成19年4月8日執行都議会議員補欠選挙(以下「本件選挙」という。)の石原聖康、田之上郁子及び田島和明(以下これらの者を総称して「本件候補者」という。)にかかる選挙運動用自動車の燃料代の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

選挙管理委員会事務局を監査対象とした。

また、本件候補者及び本件候補者にかかる燃料供給業者に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

また、平成20年1月9日に、選挙管理委員会事務局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 選挙運動用自動車の燃料代の公費負担の概要について

都では、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第141条第8項の規定に基づき、東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年東京都条例第36号。以下「条例」という。）第2条ないし第5号において、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定めており、燃料代について、候補者は、選挙運動用自動車1台について、7,350円に立候補の届出のあった日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、無料で使用することができると定められている（公選法第141条第1項、条例第2条及び第4条第2号口）。

(2) 公費負担の手続きについて

選挙管理委員会は、東京都選挙執行規程（平成12年東京都選挙管理委員会告示第36号。以下「規程」という。）において、燃料代の公費負担手続きにかかる詳細を定めている。規程では、候補者は、燃料供給業者（以下「業者」という。）と燃料供給に関する有償契約を締結し、当該契約書の写しを添えて、選挙管理委員会に届け出た上、燃料代確認申請を行うこととされている。また候補者は、選挙管理委員会から交付を受けた自動車燃料代確認書（以下「確認書」という。）及び選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（以下「証明書」という。）を業者に提出する。一方、業者は、当該確認書及び当該証明書を添えて、都知事に対して燃料代の請求を行うこととされており（規程第73条ないし第77条）都は、所定の手続きを確認の上、請求金額を業者に支払うこととされている。

(3) 燃料代の公費負担額について

本件候補者にかかる燃料代の公費負担額は、7,350円に、本件候補者が立候補を届け出た平成19年3月30日から、本件選挙の選挙期日である同年4月

8日の前日までの日数である9日に乗じて得た金額を限度額とし、6万6,150円となる。

(4) 予算執行の委任について

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(昭和51年9月11日付51総総組第76号)により、予算執行は、都知事から選挙管理委員会事務局長に委任されている。

2 監査対象局の説明

(1) 選挙運動に関する公費負担制度について

ア 都議会議員選挙における公費負担の概要

公費負担制度は、候補者間の選挙運動の機会均衡を図ることを主な目的として、昭和50年から国政選挙において選挙公営制度の一つとして導入されたものである。

(ア) 都においては、平成4年の公選法の改正により、公選法第141条第8項に定める選挙運動用自動車の使用について、「条例で定めるところにより無料とすることができる」とされたことに伴い、条例が制定され、現在に至っている。

(イ) この制度は、候補者が行う選挙運動のうち、選挙運動用自動車の使用について一定の限度を定め、供託物が没収されない候補者に限り対象とされているものである。

なお、都における公費負担請求の手続きや限度額の設定方法等については、国政選挙に準じて規定されている。

(ウ) 選挙運動用自動車の燃料代の公費負担については、条例第4条第2号口の規定に基づき、7,350円に立候補の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数に乗じた金額を限度額として定められている。

(エ) また、公費負担請求に関する手続きについては、規程により、申請様式及び手続等の詳細を定めている。

イ 公費負担の請求手続

(ア) 条例の適用を受け、選挙運動用自動車の燃料代の公費負担を受けようとする候補者は、業者との間に有償契約を締結し、直ちに選挙運動用自動車の契約届出書に当該契約に関する書面の写しを添えて選挙管理委員会に提出する(条例第3条及び規程第73条)。

(イ) 請求する燃料代の限度額は、候補者から提出された確認申請書により選挙

管理委員会が確認した金額の範囲内に限られている。

また、候補者は、確認申請書に対応して選挙管理委員会から交付される確認書を業者に提出する（条例第4条、規程第74条及び第75条）。

（ウ）候補者は、燃料の供給を受けたことの証明として、燃料供給年月日、供給量、供給金額等を記載した証明書を業者に提出する（規程第76条）。

（エ）業者は、請求書及び請求内訳書に候補者から提出のあった確認書と証明書を添えて都知事に提出する。（規程第77条）

（オ）なお、これらの請求関連書類は、提出窓口となる各選挙区の区市選挙管理委員会を經由して選挙管理委員会へと提出されている。

（2）請求人の主張に対する見解について

ア 選挙運動用自動車の走行時間及び燃料消費量

（ア）請求人は、「候補者カー等のマイク・スピーカーを使った街宣活動は、朝8時から夜8時までの12時間」としているが、規制されるのは、あくまで選挙運動用自動車上からの連呼行為（公選法第140条の2）や街頭演説の時間（公選法第164条の6）であり、公選法上、選挙運動用自動車について走行時間の制限規定はなく、候補者によっては1日12時間を超えて走行することがありえる。

（イ）各候補者の給油量について、「常識で考えられない給油量だ」と主張しているが、自動車の燃料消費量は車種、走行距離、速度、時間、積載重量などにより異なる。

選挙運動用自動車は、搭載している看板、スピーカー、スピーカー用の予備バッテリーなどの設備や候補者及び運動員等の乗車数により重量が異なり一定でないこと、さらに効果的に選挙運動を行うため低速走行することや、街頭演説する際にエンジンをかけたまま行うことが多く、そのような場合は、通常走行と比較して燃費が低下することからも、常識といえる数量の判断が困難である。

（ウ）選挙運動用自動車の使用については、公選法上使用できる台数以外に制限を受けることがなく、候補者ごとの自動車の走行時間や選挙運動の方法により、燃料の使用量は異なることから、すべて一律に論じることはできない。

イ 選挙管理委員会事務局における措置状況

公費負担の対象となる燃料は、選挙運動用自動車への供給に限られているが、選挙運動用自動車以外の自動車に給油した燃料についても、誤って請求したと

という事例が生じている。

そこで、誤りを防止するために、請求手続きにかかるすべての様式を見直し、様式に自動車の登録番号を記載する欄を設けることや、備考欄に公費負担の請求ができる車両は、契約書に記載された選挙運動用自動車に限られていることを記載するなどの規程改正を行ったところである。

また、候補者等が請求手続きを行う際の参考として作成している「公費負担経費請求の手引」についても、よりわかりやすくするために記載内容を見直す予定である。

なお、今回措置請求における3名の対象者については、全員返還手続き済みである。

(3) 本件監査請求について

公費負担請求の事務処理については、現行制度上、条例及び規程で定められた請求手続きに基づき、候補者から提出のあった書類と、業者からの請求に関する書類を照合し、整合性が確認できたものに限り受理し、支出している。

本件においても現行制度に従って処理されており、手続き上、何ら瑕疵がないものとする。

選挙管理委員会事務局としては、今後とも関係法令等に基づき公費負担制度の適正な運用に努めていくこととする。

3 判断

本件請求において請求人は、本件選挙の本件候補者にかかる選挙運動用自動車の燃料代の支出が違法・不当であると主張し、その返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 石原聖康候補者について

ア 当初の請求について

石原聖康候補者(以下「石原候補者」という。)は、平成19年3月30日に、株式会社ENEOSフロンティア東京Dr. Drive蒲田店(以下「蒲田店」という。)と、本件選挙の選挙運動期間について、1リットル当たり147円の単価に供給総量を乗じた金額を蒲田店から都に請求するものとする、選挙運動用自動車燃料供給契約を締結し、同日、選挙管理委員会に対して、契約届出書

を提出した。選挙管理委員会は、石原候補者が同年4月13日に提出した確認申請書を受けて、同日、要件審査の上、確認書を石原候補者に交付した。石原候補者は、同月7日（注1）に、証明書を蒲田店に提出し、蒲田店は、同年6月4日に、請求書に確認書及び証明書を添付して都知事に提出した。これに基づいて、都は、同月28日に、蒲田店に対して6万6,150円を支出した。この金額の内訳は表1のとおりである。

（注1）：書面上の記載日であり、実際の日付は平成19年4月8日以降である。

（表1）燃料代内訳

使用日	給油量 (リットル)	単価(税込) (円)	金額 (円)
平成19年3月30日	50.00	147	7,350
同月31日	50.00	147	7,350
同年4月1日	50.00	147	7,350
同月2日	50.00	147	7,350
同月3日	50.00	147	7,350
同月4日	50.00	147	7,350
同月5日	50.00	147	7,350
同月6日	50.00	147	7,350
同月7日	50.00	147	7,350
合計			66,150

イ 関係人調査について

（ア）石原候補者から、次のような説明があった。

選挙運動期間に使用した選挙運動用自動車にかかる給油の実態は表2のとおりである。

(表2) 選挙運動用自動車にかかる給油の実態

使用日	給油量 (リットル)	単価(税込) (円)	金額 (円)
平成19年4月1日	35.30	147	5,190
同月4日	42.15	147	6,196
同月7日	42.86	147	6,301
合計			17,687

平成19年12月下旬に、都議会議員選挙の燃料代請求が問題になっていたことから、自身が蒲田店から受領した納品書を見直したところ、選挙管理委員会に提出した確認申請書及び蒲田店に提出した証明書において、選挙運動用自動車以外の選挙応援用自動車の燃料代も合算した金額である6万6,150円を記載していたことに気づいた。このため、平成20年1月21日に、選挙管理委員会に対して、1万7,687円について、確認申請書を再提出するとともに、蒲田店に対して証明書を再提出した。

(イ) 蒲田店から、次のような説明があった。

平成19年12月下旬に、石原候補者から連絡を受けて、保管していた納品書の控え等を確認したところ、選挙運動用自動車以外の選挙応援用自動車の燃料代も合算した金額である6万6,150円を、都知事に請求していたことに気づいた。このため、平成20年1月21日に、当初請求額6万6,150円から、選挙運動用自動車の燃料代である1万7,687円を除いた4万8,463円について、都に対して返還申出書を提出し、同月22日に返還した。

ウ 返還の事実について

石原候補者が保管する納品書及び蒲田店が保管する納品書の控えにより、実際に使用した選挙運動用自動車の燃料代は1万7,687円であることを確認した。

また、蒲田店が、平成20年1月22日に、当初申請額6万6,150円から1万7,687円を除く4万8,463円を都に返還した事実を確認した。

(2) 田之上郁子候補者について

ア 当初の請求について

田之上郁子候補者（以下「田之上候補者」という。）は、平成19年3月27日に、大高石油販売株式会社（以下「大高石油販売」という。）と、本件選挙の選挙運動期間について、1リットル当たり116.20円の単価に供給総量に乗じた金額を大高石油販売から都に請求するものとする、選挙運動用自動車燃料供給契約を締結し、同月30日に、選挙管理委員会に対して、契約届出書を提出した。選挙管理委員会は、田之上候補者が同日（注2）提出した確認申請書を受けて、同日（注2）要件審査の上、確認書を田之上候補者に交付した。田之上候補者は、同日（注2）証明書を大高石油販売に提出し、大高石油販売は、同年6月4日に、請求書に確認書及び証明書を添付して都知事に提出した。これに基づいて、都は、同月28日に、大高石油販売に対して6万5,202円を支出した。この金額の内訳は表3のとおりである。

（注2）：書面上の記載日であり、実際の日付は平成19年4月8日以降である。

（表3）燃料代内訳

使用日	給油量 (リットル)	単価(税込) (円)	金額 (円)
平成19年3月30日	62.65	116.20	7,280
同月31日	62.65	116.20	7,280
同年4月1日	62.65	116.20	7,280
同月2日	59.91	116.20	6,962
同月3日	62.65	116.20	7,280
同月4日	62.65	116.20	7,280
同月5日	62.65	116.20	7,280
同月6日	62.65	116.20	7,280
同月7日	62.65	116.20	7,280
合計			65,202

イ 関係人調査について

田之上候補者から、次のような説明があった。

平成19年10月中旬に、平成17年都議会議員選挙の燃料代請求が問題になっていたことから、本件選挙の燃料代にかかる公費負担関係書類の控えを見

直したところ、毎日の給油量がほぼ一定で多かったが、これを証する書類を保管していなかったこともあり解明できなかった。このため、同月23日に、選挙管理委員会に対して、選挙運動用自動車の燃料代はない旨の確認申請書を再提出するとともに、大高石油販売に対して選挙運動用自動車の燃料代はない旨の証明書を再提出した。

ウ 返還の事実について

大高石油販売が、平成19年11月5日に、6万5,202円を都に返還した事実を確認した。

(3) 田島和明候補者について

ア 当初の請求について

田島和明候補者(以下「田島候補者」という。)は、平成19年3月1日に、有限会社木村商店(以下「木村商店」という。)と、本件選挙の選挙運動期間について、1リットル当たり135円の単価に供給総量を乗じた金額を木村商店から都に請求するものとする、選挙運動用自動車燃料供給契約を締結し、同月30日に、選挙管理委員会に対して、契約届出書を提出した。選挙管理委員会は、田島候補者が同日(注3)提出した確認申請書を受けて、同日(注3)要件審査の上、確認書を田島候補者に交付した。田島候補者は、同日(注3)証明書を木村商店に提出し、木村商店は、同年6月4日に、請求書に確認書及び証明書を添付して都知事に提出した。これに基づいて、都は、同月28日に、木村商店に対して6万3,180円を支出した。この金額の内訳は表4のとおりである。

(注3): 書面上の記載日であり、実際の日付は平成19年4月8日以降である。

(表4) 燃料代内訳

使用日	給油量 (リットル)	単価(税込) (円)	金額 (円)
平成19年3月30日	54.00	135	7,290
同月31日	50.00	135	6,750
同年4月1日	53.00	135	7,155
同月2日	52.00	135	7,020
同月3日	50.00	135	6,750
同月4日	54.00	135	7,290
同月5日	51.00	135	6,885
同月6日	50.00	135	6,750
同月7日	54.00	135	7,290
合計			63,180

イ 関係人調査について

(ア) 田島候補者から、次のような説明があった。

選挙運動期間に使用した選挙運動用自動車にかかる給油の実態は表5のとおりである。

(表5) 選挙運動用自動車にかかる給油の実態

使用日	給油量 (リットル)	単価 (円)	金額 (円)
平成19年3月30日	20.23	135	2,731
同月31日	22.00	135	2,970
同年4月2日	16.07	135	2,169
同日	14.50	135	1,958
同月3日	20.00	135	2,700
同月5日	29.34	135	3,961
同月6日	19.45	135	2,626
消費税等			956
合計			20,071

平成19年12月中旬に、都議会議員選挙の燃料代請求が問題になっていたことから、自身が木村商店から受領した納品書を見直したところ、選挙管理委員会に提出した確認申請書及び木村商店に提出した証明書において、選挙運動用自動車以外の選挙応援用自動車の燃料代も合算した金額である6万3,180円を記載していたことに気づいた。このため、同月18日に、選挙管理委員会に対して、実際の納品書に照らして計算した2万0,071円について、確認申請書を再提出するとともに、木村商店に対して証明書を再提出した。

(イ) 木村商店から、次のような説明があった。

平成19年12月中旬に、田島候補者から連絡を受けて、保管していた納品書の控え等を確認したところ、選挙運動用自動車以外の選挙応援用自動車の燃料代も合算した金額である6万3,180円を、都知事に請求していたことに気づいた。このため、同月18日に、当初請求額6万3,180円から、選挙運動用自動車の燃料代である2万0,071円を除いた4万3,109円について、都に対して返還申出書を提出し、同月28日に返還した。

ウ 返還の事実について

田島候補者が保管する納品書及び木村商店が保管する納品書の控えにより、実際に使用した選挙運動用自動車の燃料代は2万0,071円であることを確認した。

また、木村商店が、平成19年12月28日に、当初申請額6万3,180円から2万0,071円を除く4万3,109円を都に返還した事実を確認した。

以上のことから、本件選挙の本件候補者にかかる選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代支出相当額については既に返還されており、都に損害は生じていないことが認められた。

4 結 論

本件選挙の本件候補者にかかる選挙運動用自動車の燃料代の支出が違法・不当であるとして、その返還を求める請求人の主張には理由がない。

都知事・本件各候補者に関する措置請求

第1．概要

- 1．都議会議員選挙では、選挙を公平に行う為、「掲示板に貼るポスター代、候補者カーの借上げ代(レンタカー等)、同ガソリン代 運転手の人件費」が公費で支払われる。このガソリン代の公費負担は、定額でなく、実費で限度額も決められている。当然、候補者カー以外の給油は認められず、1日7,350円、9日間で66,150円と限度額が決められている。
- 2．平成19年3月30日(金)～4月7日(土)の9日間、都議会議員補欠選挙が行われた。候補者カー等のマイク・スピーカーを使った街頭活動は、朝8時から夜8時までの12時間と決められている。
- 3．しかし、本件都議補選で都選管に提出された「ガソリン代の公費負担額」の文書には、ガソリン代金を水増し請求していると疑いを持つ以下の候補者がいる。

(1) 大田区 / 石原聖康

違法不当理由・・・9日間毎日、50と同じ量を給油している。

請求額が最高限度額の66,150円である。

限度額(7,350円)÷単価＝給油量と計算したと考える。

候補者カー1台の給油量として、常識で考えられない給油量だ。

(2) 江戸川区 / 田之上郁子

違法不当理由・・・9日間毎日、62.65を給油した

請求額が最高限度額に近い65,202円である。

候補者カー1台の給油量として、常識で考えられない給油量だ。

(3) 江戸川区 / 田島 和明

違法不当理由・・・請求額が最高限度額に近い63,180円である。

候補者カー1台の給油量として、常識で考えられない給油量だ。

第2．違法・不当理由。

- 1．本件ガソリンの公費負担は、「候補者カー1台が実際に消費したガソリン」の代金の請求である。
- 2．当然、候補者カーの性能等、当日の条件などが考慮する必要があるが、消費するガ

ソリンの量には限界がある。

3. 請求人は今年 10 月、平成 17 年 7 月に行われた都議選で同様の公費負担のガソリン代について、400 以上のガソリンを消費した候補者等を対象に「違法・不当な請求をしている」と監査請求した。
4. すると、監査請求対象者以外の都議も含めて 45 名(事実証明書は 44 名となっているが、その後 1 名返還している)が返還した。
5. 返還した現職都議の中の、内田茂、村上英子、やまかあけみの各都議が給油したとされるガソリンスタンドは、TBS のテレビ取材に対し、候補者カー以外の分の給油を頼まれた等の証言している。

また、高倉良生都議もテレビ取材に対し、間違っって不正に請求した事を認めている。

6. 本件候補者 3 名の給油量を見は、下記のとおり限度額に近い給油量であり、平成 17 年 7 月の都議選で水増し請求が行われた状況と極めて似ている。

選挙区	候補者名	合計/	支払額
太田区	石原聖康	450	66150
江戸川区	田之上郁子	561.11	65202
江戸川区	田島 和明	468	63180

7. 本件監査請求の対象者である「石原聖康」、田島 和明は「石原聖康」は平成 17 年 7 月の都議選に立候補して落選したときにも、本件同様に「石原聖康」限度額の 66,150 円、田島 和明は、限度額に近い 63,180 円が支払われている。

しかし、請求人が確認した 11/26 までには返還されていない。・・・別紙

8. よって、監査委員は本件候補者が給油したガソリンスタンドからガソリンの納品書を提出させ、給油料をチェックし、架空請求など不当・違法な請求・支払があれば返還させるよう求める。

地方自治法 242 条 1 項の規定により、事実証明書を添え、必要な措置を求める。

(以上、原文のまま掲載。)

事実証明書

ア 選挙区、単価等を記載した文書の写し

イ 平成 19 年 4 月 8 日執行都議会議員補欠選挙の石原聖康、田之上郁子及び田島和明にかかる選挙運動用自動車使用証明書(燃料)の写し

- ウ 平成19年4月8日執行都議会議員補欠選挙の石原聖康、田之上郁子及び田島和明にかかる選挙運動用自動車燃料供給契約書の写し
- エ 2007.11都選管より情報公開で入手と題する候補者名、金額、収入月日が記載された文書の写し